

第9期羽曳野市高齢者いきいき計画の策定に係る
羽曳野市介護保険等推進協議会の意見反映

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成11年厚生省告示第129号）に定める市町村介護保険事業計画作成委員会における意見を反映させるために講じる措置の内容を以下のとおり整理する。
(随時更新)

(2023/10/5 第3回推進協)

1. 第9期高齢者いきいき計画の構成（記載概要）

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>「地域支援事業と健康づくり」「包括的支援事業」の「地域包括支援センターの運営」の項目で、「総合相談事業業務の一部委託化、介護予防支援の指定制度の導入への対応について記載」とあるが、この趣旨は何か。</p>	<p>今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図ることが必要であることから、制度改正がなされたものです。</p> <p>なお、対応方法及び計画への記載内容については、委託条件及び報酬基準等、今後国が示す内容を踏まえて、事業者等関係者との協議を進めていく中で具体化していく予定としています。</p>
<p>今、問題になっている「ヤングケアラー」について、第9期の策定にあたり、記載が必要ではないか。</p>	<p>地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性多世代を問わない包括的な相談支援等を担う事が期待されており、「地域包括支援センターの体制強化及び機能拡大」の項において記載します。</p> <p>また、「介護に取り組む家族等への支援」の項目において、介護離職の防止やヤングケアラー支援など、家族介護者への支援の充実を図るため、支援している関係機関との連携や地域ケア会議の開催などを計画に定めます。</p>
<p>「地域支援事業と健康づくり」「福祉支援サービス」の「介護に取り組む家族等への支援」の項目で、「ヤングケアラーの対応」の記載があるが、ヤングケアラーを把握していくための連携やその後の対応などは大変重要な課題だが、他の部署との連携は現在でもされているのか。</p>	<p>第8期事業運営期間中における取組としては、令和4年6月に市内での連携組織（名称：羽曳野市ヤングケアラー支援に係る市内関係者会議）を先行的に立ち上げています。</p>
<p>「地域支援事業と健康づくり」の項目に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の記載があるが、取組の状況は。</p>	<p>令和3年度から企画調整保健師を配置。KDBを活用した地域の健康課題の分析や対象者の把握を実施。分析結果をもとに既存の事業とも連携し、令和4年度から専門職による高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等へ出向いていく相談事業等（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。今後も継続的にデータ分析を行い、関係機関と連携した高齢者の健康づくりの支援をしていきます。</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>「地域支援事業と健康づくり」の項目に「まちの保健室」の記載があるが、取組の状況は、また、市民に知らされていないので周知が必要である。</p>	<p>まちの保健室は、令和5年度より、市内4か所の高年いきいきサロンで事業実施しています。理学療法士、認知症地域支援推進員、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職によるフレイル予防、介護予防の講座や個別相談会等を行っています。今後は、常設・共生型の体制づくりを進め、産官学での取組との連携も図っていきます。</p>
<p>「地域支援事業と健康づくり」の健康づくり、介護予防事業では、「いきいき百歳体操」が実施されているが、その担い手について次の世代の育成を図る必要がある。</p>	<p>いきいき百歳体操は、地域の自主的な活動であり、本市では「通いの場」として大きな広がりを見せています。地域の支え手が高齢化している状況もありますが、継続ができ、さらに拡散していけるような支援策を講じる内容を計画に記載します。</p>
<p>「地域支援事業と健康づくり」「包括的支援事業」の「認知症施策の推進」の項目に関わって、以下のことを提案。</p> <p>認知症による一人歩き高齢者の一時保護事業について</p> <p>認知症による一人歩き高齢者の保護は喫緊の課題と考える。</p> <p>オレンジプランによる地域住民の意識の啓発は徐々に効果を上げていると感じる。それが、警察との連携による保護につながっているのだと思う。</p> <p>ただ、警察で保護された高齢者が、身元確認の調査に時間を要したり、身元が半明しても独居であった場合など、一時的に住まいを確保し、見守り等の支援が必要であるが、現在羽曳野市にはそのような一時保護事業は実施されていない。</p> <p>安心した地域生活を送れるよう、第9期計画策定に当たりこの点を考慮いただければと考える。</p>	<p>一人歩き高齢者の一時保護事業については、現在事業実施に向け事業所と協議を行っており、対策内容を計画に記載します。</p>
<p>「多様な住まいの確保・移動支援」の「移動・買い物支援」の項目に「公共交通機関の動向を踏まえた対応策」の記載がある。近隣でも民間のバス路線が廃止になることで、市民の足の確保ができない問題が起こっている。高齢者は特に公共交通がなくなると生活への影響が大きいため、この対策は先送りにできない課題である。高齢者施策と交通などの関連部署の取り組みを今後どのように市内で作っていくのか。</p>	<p>高齢者の日常生活を支えるための移動手段の確保は、民間の活力等を適切に組み合わせて実施することが想定されるため、市町村の都市計画部門、交通担当部門等と連携しながら幅広い視点から取組を整理した上で計画に記載します。</p> <p>今後、担当部門が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（地域公共交通計画）、移動等円滑化の促進に関する方針を策定する場合は、高年者いきいき計画との整合を図ります。</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>(第2回会議への意見に対して)</p> <p>重度化してから入所するというだけでなく、介護予防やフレイル予防について、早い段階からの支援をしていく。少しずつ必要なサービスを受けながら在宅、住み慣れたところで暮らしていけるように支援していくという視点は大変重要であり、啓発していくことも含めて計画に織り込む必要がある。</p>	<p>第9期計画では、基本目標として設定する「地域包括ケアシステムの深化・推進」において「自立支援・介護予防、重度化防止」の項目を掲げ、高齢者の状態に応じた支援策を講ずることとし、その具体化について、施策を計画に記載します。</p> <p>なお、健康はびきの21計画（第3期）において、ライフステージごとの取り組むべき健康づくりを示していく予定としています。</p>
<p>(費用推計とも関連して)</p> <p>被保険者が減少する一方で介護費用が増加しており、将来的な介護サービスをどのようにしていくのか、この点を長期的な方向性として計画に織り込む必要がある。</p> <p>その具体策として、第8期計画で記載をした「介護予防と保健事業の一体的実施」は有効であるし、また、地域で展開されている「百歳体操」はさらに広げていくべきであり、これらの事業の周知も含めて計画に織り込む必要がある。こうした介護予防についても中長期の方向性を計画に織り込む必要がある。</p>	<p>中長期的に介護需要のピークを見据えた「介護サービス基盤整備方針」を計画に織り込みます。</p> <p>介護予防と保健事業の一体的実施は、8期の実績を踏まえて、さらに推進を図る重点課題としての記載を予定しています。</p> <p>中長期的な人口構造の変化を勘案した将来の目標設定において、介護ニーズの見通しだけでなく、ご指摘の介護予防についても記載できるよう検討します。</p>

2. 計画の基本理念及び基本目標

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>計画の基本理念の「高齢者が健康で“いきいき”と活躍でき いつまでも安心して暮らせる羽曳野のまちづくり」では、「健康」「活躍」が強調され、後半の「(介護等支援が必要となったとしても) いつまでも安心して暮らせる・・・」に()の意味合いが含まれていると考えるが、少し弱くなってしまうのではと感じた。</p> <p>このままの案で良いとは思いますが、基本理念の説明ではその意味を明記しておく必要があるのでは。</p>	<p>基本理念は、ご指摘も踏まえ、地域福祉計画の基本理念との整合を図り以下のとおりとします。</p> <p>「高齢者が健康で“いきいき”と活躍でき だれもが安心して暮らし続けられる 支え合いのまち はびきの」</p> <p>また、基本理念の説明書き部分は、ご指摘の考え方が規定された法、条例の基本理念を踏まえることを記載します。</p> <p>さらに、地域包括ケアシステムとの関係で以下のように説明書きすることとします。</p> <p>「この基本理念は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくための地域包括ケアシステムの基礎となる考え方となります。」</p>
<p>第9期計画の特徴は、中長期的な人口構造の変化を勘案して見込む介護ニーズの見直しにかなり重点が置かれてきているように感じられる。</p>	<p>人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供と一体的に整備していくことが重要となっています。これを踏まえて、中長期的な目標を示したうえで第9期の計画を定めるものとします。</p> <p>なお、基盤整備方針(案)の第2の1.の①に記載のように、今後中長期を見据え「介護サービス需要が減少する」情勢は、高齢者介護制度四半世紀の歴史の中で初めて直面する課題となっています。このため第9期計画期間中に、地域の関係者を含めた対応策の検討を進めていく必要があると考えています。</p>
<p>計画は、長期的な観点から、方向性を示していただきたい。</p>	<p>計画全体の視点として設定する「まちの将来像」の一つである「①「支え合いのまち」の創生」の説明書き部分は、第8期までの計画の記載をそのままとしていたが、ご指摘のとおり、タイトルと内容に齟齬があるため、社会福祉法の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「地域のあらゆる住民が生きがいや役割を持ち、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現するまちを目指します。」</p>
<p>「計画の基本理念」の「基本理念に基づく「まちの将来像」の「「支え合いのまち」の創生」において、「高齢者が地域社会の一員として主体的に生き、社会の支え手として活躍できるまちを目指します」とあるが、社会の支え手とは、具体的にどういう意味か。</p> <p>安易に高齢者に頼ればよいというのであれば、「支え合いのまち」とは言えないのではないか。</p>	<p>計画全体の視点として設定する「まちの将来像」の一つである「①「支え合いのまち」の創生」の説明書き部分は、第8期までの計画の記載をそのままとしていたが、ご指摘のとおり、タイトルと内容に齟齬があるため、社会福祉法の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「地域のあらゆる住民が生きがいや役割を持ち、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現するまちを目指します。」</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>「目指すべき方向性の明確化(まちづくりの目標)」において「地域包括ケアシステムを第9期期間中の2025年に構築する」とある。その具体的な内容はどのようなものか。つまり、どのような状況をもって、地域包括ケアシステムが構築されたと判断されるのか。</p>	<p>地域包括ケアシステムの各分野(介護、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援)が国の基本指針に基づき、構築状況の点検ツールによって分析を行った結果、程度はさまざまですが、実施ができています状態を想定しています。たとえば、「住まい」についてはOsaka安心住まい協議会への参画や個別ケースについて業者と連携しながら対応を行う等は実施していますが施策・具体的な事業としては実施しておりません。各論では「自立した日常生活の支援」における「就労的活動支援コーディネーター」が未配置、「予防」における「総合事業の住民主体型サービス」については、いきいき百歳体操や介護予防事業の自主グループ等が市内各所で実施されており、今後それらの活動を総合事業としての位置づけをどう考えていくのか検討を行う必要があります。これらの展開が図られる状態をもって「構築」になると考えています。</p>
<p>「目指すべき方向性の明確化(まちづくりの目標)」において「人口減少・”超超”高齢社会を乗り越え活力のある地域社会の実現」を掲げているが、人口減少と超々高齢化社会でも生き生きと安心して住める街について全庁的、市民的な議論を開始することについては、広い意見を反映させるための工夫をされたい。</p>	<p>人口問題については、平成26年3月に策定をした「羽曳野市人口ビジョン」があり、これと連動した「羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定(令和5年3月に第2期を策定)しています。第9期計画は、高齢社会対策の計画でもあることから、人口減少社会での高齢社会対策の在り方を総合的に検討していきます。</p>
<p>「目指すべき方向性の明確化(地域包括ケアシステムの深化・推進の目標)」において「高齢者の住まい」の記載がある。市町村高齢者居住安定確保計画及び、市町村賃貸住宅供給促進計画の策定については、高齢者の住まいについて、住宅施策と福祉施策の連携で高齢者の居宅の安定を確保することが目的とされている。それぞれの持ち家の方や賃貸住宅などそれぞれに住まわれている高齢者が、より安心して今後も生きていけるよう、計画の策定については市の実態を反映させた具体化した計画となるように期待する。</p>	<p>ご指摘の計画については、本市では策定していませんが、今後、策定する場合は、高年者いきいき計画との整合を図り調和を保つようにします。</p>

3. 介護サービス基盤整備方針

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>第9期の特徴として、2035年度をピークに介護需要は減少することに対して必要なサービスをどう残していくかという課題があると考え。この中長期的な視点については、資料3にも詳しく基盤整備の方針にあるが、サービスの需要が減少することが大変強調されており、これでピークを迎える時期に必要なサービスを受けることができるのかが心配になる。小規模多機能や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの整備が示されているが、その見通しがあるのか。</p> <p>また、特別養護老人ホームの待機者対策として個室ユニットを増床する、地域密着の施設・居住系サービスの新設で対応するとあるが、その見通しがあるのか。</p>	<p>2035年の介護需要のピークを見据えて、第9期事業運営期間中に、第10期計画において特養の増床を含む必要入所（利用）定員総数を設定することについて関係者と協議・調整を図りながら検討を進めることの方針を明確化します。</p> <p>第9期においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備が促進できるよう手立てを講じることについて計画に定めます。</p>
<p>有料老人ホーム等の取扱における対策として「①サービスの質の確保等」とあるが、質の他に何を確保するかわからない。普通、質と合わせ、量の問題がありますが、ここでは質だけで、量は問題としないと考えていいのか。</p> <p>また、「・・・質の確保を図るため、・・・質の向上を図ることが重要であることから、」とあるが、読みにくい文脈になっている。「図るため」と、「図ることが」が一つの文書に入っているためと思われる。</p>	<p>サービスの質の確保等の「等」は、事業者指導を含めたものですが、ご指摘のとおり紛らわしいため、ワンセンテンスでの複数文言「図る」の取扱を含め、以下のよう修正します。</p> <p>「①適正なサービス提供の確保 介護保険サービスが提供される場合は、サービスにかかる個別サービス計画やそれを位置付けたケアプランのチェックや指導・監督の実施などにより、介護保険サービスの適正化を図ります。」</p>

4. 介護サービス量の見込

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>準備基金の残高は第8期で約 11 億円となると聞いている。第8期計画策定時点では約 10 億円で、そのうち 5 億円を取り崩して 5 億円を残したが、第8期において 6 億円が積み増しされて 11 億円となる。第8期の保険料が給付見込より相当大きかったということになる。</p> <p>計画値が大きすぎていることをどのように捉えるか。</p> <p>羽曳野市は、基金を相当積み上げている保険者となるのか。</p> <p>「介護保険料が高い」という市民の声があり、基金を活用して引き下げるべきである。</p>	<p>保険料剰余金の取扱は、各期の状況に応じて、全額又は半額を次期保険料に充当してきました。これまでは、全額を次期保険料に充当することを基本として、制度改正による療養病床の再編及び介護療養型医療施設の動向が不明瞭であった期においては、介護サービスへの移行見込額をリスク分として確保してきました。第8期においても同様です。</p> <p>第9期計画では、これまでと状況が異なり、足下の物価・賃上げの動向を踏まえた対応をするよう厚生労働省の指示があるところであり、これを踏まえて取扱いを検討していきます。</p>
<p>介護人材確保が重要な課題となっている。これに対して市独自の取組は進んでいないとのこと。</p> <p>人材バンク事業、人材養成・育成事業、それと結んだフレイス・介護予防・認知症予防事業など、市独自の事業展開に、基金を活用できないか。</p> <p>基金については、保険料の引き下げに活用することは大切だが、効果的な活用方法について検討をされたい。</p>	<p>介護人材対策は、重点課題の一つであると認識をしていますが、効果的な事業展開に苦慮しているところです。市独自の取り組みを含めた検討を進めますが、国庫補助金等を活用した形態（保険料を財源としない）を想定しています。</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>介護報酬も上がるという予測もあり、現段階では、様々な不確定要素があるが、基本的には、保険料がすごく上がることは避けるべき。</p>	<p>基金残高が相当程度積み上がる見込みであることから、これを第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料設定とすることで検討を進めます。</p> <p>また、中長期の推計を行い、持続可能な制度として維持できるような保険料設定について検討します。</p>
<p>サービスの割合を見ると、施設サービスが伸びているようだが、介護需要のピーク（2035年）も見越して、在宅サービスや予防への重視が必要ではないか。</p>	<p>第8期の利用者数が、コロナ禍及び介護人材不足等の要因で、利用者数が定員を下回っている状況が見受けられる。第9期では、これが回復していくと見込んでいるものであり、介護保険施設の増設や増床を計画しているものではなく、現状の定員を基礎とした見込としています。需要のピークを見据えた中長期の推計では、地域密着型サービスなど在宅サービスを重視しながら、第10期計画期間中に特養の増床を含む介護基盤整備について検討する方針を計画に提示します。</p>

(2023/7/24 第2回推進協) 会議終了後に提案のあった意見も反映

1. 第8期計画の分析・評価等

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 第8期計画の「第4章1(5)」【質問】 「1) 地域等連携ネットワークの強化(ふれあいネット雅びの推進・高齢者セーフティネットの取り組み・地域共生社会の構築)」について、第8期計画の評価(達成できたこと、残る課題等)はどうなっているか。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築状況を点検するために有効なツールによる分析評価を進めていますが、関係者からの意見聴取等の手続きや調整もあることから、12月の素案において提示します。</p>
<p>○ 第8期計画の「第4章1(5)」【質問】 「2) 社会的孤立の防止」について、第8期計画の評価(達成できたこと、残る課題等)はどうなっているか。</p>	<p>具体的な取り組みについては、各論での記載として素案で提示しますが、第9期では、本市の特色である「ふれあいネット雅び」を基礎として「地域共生社会の中核的な基盤である地域包括ケアシステムの深化を図る」ことでの具体化を図る内容を計画に記載します。</p>
<p>○ 第8期計画の「第4章2」【質問】 「(2) 地域における高齢者の活躍の場の整備」について、第8期計画の評価(達成できたこと、残る課題等)はどうなっているか。</p>	<p>なお、第9期計画では、基本目標として「人口減少・“超超高齢者社会”を乗り越え活力ある地域社会の実現」を掲げ、高齢者の活躍(場の設定を含む)について施策展開することを計画に記載します。</p>

2. 地域共生社会の実現

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 地域福祉と地域共生社会の構築【質問・意見】</p> <p>「地域等連携ネットワークの強化」「社会的孤立の防止」「地域における高齢者の活躍の場の整備」は、「地域福祉と地域共生社会の構築」をベースに置いて考える必要がある。</p> <p>「高齢者の福祉計画」において「高齢者が安心して社会参加できる地域のつながりづくり」とともに、「高齢者の持つ可能性を引き出して、高齢者自身が地域貢献できるような支援体制や働きかけ」が必要。</p> <p>ふれあいネット雅びの取り組みの中でも多くの高齢者が活躍されているので、その取組みを積極的に評価し、さらなるアイデアを高齢者の方々から創りだしてもらい働きかけも必要で、その際には他の福祉分野との協働体制も不可欠。</p> <p>具体的に計画に盛り込むことのできるものとして、どのような取組みが考えられるのか。</p>	<p>第9期計画では、地域共生社会の実現を全面に押し出します。基本目標として「地域包括ケアシステムによる地域づくり、及び「つながり・支え合い」のある地域社会の実現」を掲げ、その中で、地域包括ケアシステムを地域共生社会実現に向けた中核的な基盤とするための深化を図ることを方針とします。</p> <p>本市は、「ふれあいネット雅び」を特徴としており、この点を踏まえた計画となります。</p>
<p>○ 共生型サービスについて【質問・意見】</p> <p>第8期計画では、「共生型サービス」を高齢になった障害者が使い慣れた事業所を引き続き使うことができるようにすること、限りある人材を効果的に活用すると位置付けられているが、市内に共生型サービス事業所はあるのか。無いのであれば、展開されていくための環境整備や支援体制は検討しているのか。</p> <p>さらに、「共生型サービス」には、高齢者と障害者が制度の枠を超えて交流できる場であることから、地域包括ケア、福祉のまちづくりのきっかけとなることが期待できるとされている。高齢者への支援、障害者への支援に取り組まれているそれぞれの事業者、支援者間の話し合いを通じて、取り組むことはできないか</p>	<p>共生型サービスは、市内1事業所において提供されています。今後、障害福祉サービスの所管課との調整を図り、事業者団体等との協議を図っていきます。</p>
<p>○ 共生型サービスの充実【意見】</p> <p>障害福祉サービスを受けていた方が65歳になると介護保険サービスに切り替わるが、サービス提供場所や支援者が変更となることで円滑なサービス提供に支障が生じ、障害特性にあったサービス展開に限界がある。障害と介護の報酬の違いを解消し共生型サービスを拡充するとともに、介護サービス事業者への障害サービスの研修などを積極的に推進していくことなどで、利用者の生活の質を下げない取組みをすすめていく必要がある。</p>	

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 重層的支援体制整備事業について【質問・意見】</p> <p>制度横断的な重層的支援体制整備事業が社会福祉法に規定され、市町村単位での取組みが可能となった。実際にこの事業を羽曳野市として実施するためには、高齢者福祉計画の視点からは、どのような取組みや環境整備が必要となるのか。</p> <p>地域の高齢者やその家族の総合相談窓口としての役割は「地域包括支援センター」が担っており、生活支援コーディネーターの活動も展開されているので「断らない相談支援」や「地域づくり支援」のノウハウはあると考えるが、この事業に向けての方向性は如何。</p>	<p>重層的支援体制整備事業は、第9期事業運営期間中に実施する予定です。</p> <p>なお、重層的支援体制整備計画は、令和8年度からの次期地域福祉計画の策定において具体的に記載します。</p> <p>地域包括支援センターは、第9期中に多機能的な展開を目指し、関係組織や機関との連携により包括的な総合相談体制の強化を図ります。</p>

3. 地域包括支援センター

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 地域包括支援センターの強化について【意見】</p> <p>中学校区単位でそれぞれの地域の特性があるため、日常生活圏域と地域包括支援センターは、地域に密着した中学校区単位での設定とすべきではないか。</p> <p>地域包括ケアは子どもも含めて地域の人たちの全てがお互いにコミュニケーションをとることが大事。地域でそれぞれが気に掛け合う関係で一緒に作っていくことが地域の団体の活発化になる。</p> <p>そういう意味では、地域包括ケアシステムは高齢者だけでなく子育てセンターも含めた全世代型、共生型のシステムとすることが必要。</p>	<p>以下の内容で計画に記載します。</p> <p>○ 日常生活圏域は、第9期は地域福祉計画に即して、引き続き3圏域とします。</p> <p>○ 地域包括支援センターは、現行(直営1、委託2)3か所を、第9期において、委託3か所とし、直営は全体を統括する「基幹型センター」、及び認知症や虐待対応などに特化する「機能強化型センター」の役割を担う体制として強化を図る。また、地域包括支援センターは、第9期中に多機能の展開を図り、当面は、関係組織や機関との連携により包括的な総合相談体制の強化を図ります。</p>
<p>○ 地域ケア会議での地域課題の抽出【質問・意見】</p> <p>地域包括支援センターでは、「地域ケア会議」(プランチ会議も含む)を複数回開催しているが、どのような地域課題が抽出されたのか。地域課題に対する対応策として、どのような提案がなされているのか。</p> <p>第9期計画では、第8期の「地域ケア会議」から生み出された知見をさらに発展させていく視点が求められるが、具体的にどのような内容が考えられるのか。</p>	<p>地域ケア会議は、個別ケースの多職種協議を中心に行っています。今後、地域課題の抽出ができるように「ふれあいネット雅び」を基礎とし、個別案件から地域課題を検討する地域ケア会議へ展開を図ります。</p>

4. 地域支え合い・地域支援体制の整備等

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
○ いきいき百歳体操の円滑な実施について【意見】 百歳体操実施の場所や設備においてトラブルが生じるケースがある。老人クラブ活動への理解が不十分な実態があり周知等が必要。	老人クラブ活動への支援について、その意見を踏まえ計画への記載を検討します。
○ 老人クラブの活動について【質問・意見】 定年延長の影響もあり、団塊の世代の方の加入が思わしくなく、老人クラブの会員数、クラブ数、会員数が減少し、会員の高齢化が進んでいる。 会員の高齢化については、市・社協・町会・民生委員等の協力なくしてはやっていけない。このことへの市の対応（計画への記載）はどうか。	地域での取組みに携わる方々や対象者の高齢化への対応については、その実情を踏まえて、地域への支援等の対策について計画への記載を検討します。
○ 老人クラブなど地域活動の強化【意見】 一人ひとりの人脈を使いながら地道な訪問対話を繰り返して、活発に活動している姿を見せて意識を高めていくことが必要。	老人クラブの地域活動の活性化について、ご指摘の点も踏まえて計画への記載を検討します。
○ 社会福祉協議会の活動について【意見】 コロナ禍で事業や地域の活動が止まっており回復が課題。コロナ禍での経験をどのように活かしていくのが課題。 社協のスタッフも不足し「ふれあいネット雅び」の活動も元に戻っていない。地域福祉全体を各校区と併せて全体として取り組みを強めていくことで機運を高めることも必要。	コロナ禍での地域活動の在り方を踏まえて、ご指摘の点も踏まえて計画への記載内容を検討します。
○ 地域の人材の確保と育成について【意見】 地域の各団体等の横のつながりが大事。何か一つの事業を一緒に取り組む中で絆を深めてうまく機能しているところもある。 地域でお世話になったら次は地域の中で何か活動するという新たに繋がっていくことでうまく機能することがある。	地域の人材確保や人材育成については、第9期において集中的に実施する優先事業として記載する「包括的支援事業の生活支援体制整備事業」に位置付けて取組みを進める旨記載します。
○ 地域で支え合う仕組みづくりについて【意見】 次期の介護保険の報酬改定の中では、地域の力を使って、地域の中でお互いに支え合う仕組みづくりを進めていく方向が示されている。本市では、まだまだ十分ではない。施設（ハード面）や人材（ソフト面）を活用して、事業所と地域の方が一緒に取り組める仕組みづくりが必要。	地域で支え合う仕組みづくりとして、本市の特色である「ふれあいネット雅び」の共生型としての深化を図る取組みにおいて事業所との連携をさらに拡充していくことを計画に記載します。
○ 地域と事業所の連携について【意見】 事業所では、地域に向けての取組み進んでおり、連携を強化していきたい。	

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 専門職による地域展開【意見】 生活支援コーディネーターは、専門職を地域でつなぐ役割があり、地域でのサポート役として新たな展開が望まれる。</p>	<p>「包括的支援事業の生活支援体制整備事業」は、第9期において集中的に実施する優先事業であることから、指摘の内容について生活支援体制整備事業を推進することを計画に記載します。</p>
<p>○ 地域でのつながりについて【意見】 一人暮らし高齢者が増え、しかも高齢になられ、例えばコロナに感染しても近隣の方や近親者が気づけないようなケースもある。人と接することや、人の輪の中に入ること、すなわち「つながり」が大切。 地域では、カフェの開催、買い物支援や子どもとの交流など工夫を凝らしている。 支援する側も高齢になっているが、必要とされるのであればボランティアを続け、自らの健康づくりにもなっている。</p>	<p>第9期計画では、基本目標として「地域包括ケアシステムによる地域づくり、及び「つながり・支え合いのある地域共生社会の実現」を掲げます。 地域で支え合う仕組みづくりとして、本市の特色である「ふれあいネット雅び」としての深化を図る中で「つながり・支え合い」を大切にしたい取組を推進することを計画に記載します。</p>
<p>○ 一人暮らし高齢者への外出、買い物支援【意見】 一人暮らしで高齢になると元気もなくなり、「外出が怖い」「買い物が辛い」という方が増えている。支えがあれば、どなたも家で、住み慣れた所で生活ができる。地域で支援の声の輪が広がれば、少しずつ元気を取り戻される。</p>	
<p>○ 高齢者が活躍できる場の開拓【意見】 高齢者が持つ力を活用して、引き出して、高齢者に活躍してもらうこと。地域にある非常に地域資源としてはとても大切なものであり、そうした場の開拓をするべき。</p>	
<p>○ 地域の教訓を学んで広げる取組み【意見】 地域での取組みが、うまくいってる地域もあつたら、しっかり紹介することによって、また他の地域も学んでいける。こうしてより良い取組みに繋がる可能性がある。こうした取組みの背中を押せるような計画にしてほしい。</p>	
<p>○ 支援する側の減少と高齢化の問題【意見】 支援する側も高齢化し、移動も含め行動がしにくい状況がある。支援しやすい環境を整備する必要がある。</p>	
<p>○ 地域の実情を市民に知らせること【意見】 老人クラブの減少や地域の担い手の減少など、多くの市民は知らない。予防や介護のサービスも含めて市民への周知が大事。</p>	<p>老人クラブ等地域の様々な活動に参加することが、地域の高齢者の生きがいづくりや介護予防となります。 「つながり・支え合える地域共生社会」の実現を目指す上でも市民へ「活動」や「制度」、「実情」の周知は必要であり、地域の課題として捉え、計画には記載を検討します。</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 支援を要する方の発見と早期に必要な支援【意見】 移動困難な方でも往診などがあれば支援もできる。閉じこもりの方は支援者が近くにおいて発見できればよいが対応が難しい。発見と早期支援のための広報が大事。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターや民生委員児童委員等、「ふれあいネット雅び」を基礎とした顔の見える関係作りを行い、地域で支援を必要な人の発見、早期支援に向けた体制作りを行う事を計画に記載します。</p>
<p>○ 困っている方（潜在的な支援を要する方）への支援【意見】 元気な方や既に地域の輪の中に入っている方以外の方で、困っておられる方や何も言えない方、輪の中に入ってこられない方に対して、お困りごとの拾い上げや必要な支援をどのように行うかを考えていく必要がある。</p>	
<p>○ 「支援者」の支援【意見】 支援が難しく支援者が疲弊するケースがある。地域の方の労力が無駄にならずやる気を削がないためにも、行政がバックアップ体制を講じ、地域での活動がより充実したものになるようにすることが必要。 バックアップ体制の構築においては、支援には、専門家が介入した方がいい場合、行政が介入した方がいい場面があるため、うまく切り分けて、地域の方々が活動できるような仕組みとするべき。</p>	<p>計画の生活支援体制整備事業の項目において、「支援者への支援」や、ご指摘のバックアップ体制について計画に記載ができるよう検討します。 関わるあらゆる職種間で情報共有し、地域の支援者・協力者とも連携し、重層的支援体制を早期に構築できるように進めていきます。</p>
<p>○ 事業所の地域デビューアワードの提案【意見】 事業所が地域展開することが重要。すでに取り組みされており、成功例やグッドプラクティスのコンテストをしてはどうか。</p>	<p>本市の介護保険事業者連絡会は、歴史的には、全国に先駆けて立ち上がり、組織面では各種部会が構成され、事業内容の面でも年々拡充が図られるなどトップクラスの連携体制が構築されている。この到達点を踏まえて、ご指摘の取り組みなども期待ができます。 事業連への必要な支援や行政との連携等については計画に記載します。</p>

5. 介護予防・健康づくり

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 介護予防と健康づくりの充実・推進について【意見】</p> <p>高齢者いきいき計画は、「高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指す」ことを基本ビジョンとしている。</p> <p>「安心して暮らす」意味では、介護保険サービス等の充実は必要不可欠なものとするが、「健康で活躍する」ためには、その介護サービスを利用する前が大切。できるだけ、介護サービスを受ける必要がないように、引き続き「介護予防や健康づくり施策の充実・推進」には重点を置いて取り組んではどうか。</p> <p>若年の内から何等かのアプローチをすれば将来的には、元気に活躍し健康で暮らせることができる。特に、ウォーキング事業への取組みなどは、介護にはまだほど遠いと思われる年齢層に対してもアプローチでき、医療保険との関係において互いにメリットがある。この点では、医療保険でウォーキングなど健康づくり事業があるが、介護予防や健康づくりの事業を介護保険と医療保険で分けて行う必要はあるのか疑問。</p>	<p>第9期計画では、基本目標として「健康寿命を延伸し、高齢者が地域でいきいきと健康に暮らせる地域社会の創出」を設定します。</p> <p>第8期計画で掲げた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、医療保険制度での健康施策との一体実施を図ることを計画に記載します。</p> <p>また、令和6年度からの「次期健康はびきの21計画」を策定するため、市の健康施策との連携強化を図ることを計画に記載します。</p>
<p>○ 羽曳野市独自の取組み（健康施策の事例から）について【意見】</p> <p>携帯電話のアプリでも簡単に歩数チェックができ、歩数に合わせ、ポイントが貯まるもので、取り組みやすい事業である。</p> <p>大阪府の「アスマイル」は認知度は低いですが、大阪府下の市町村別のランキングなどあって、楽しく利用できる。</p> <p>豊岡市の「とよおか歩子」アプリでは、ポイントを子ども（小学校）に寄付をするという、健康になって子どもにも喜ばれるといった地域社会に貢献する仕組み。本市でも先手を切って、地域が元気になれるような取組みをしていくべきである。</p>	<p>健康づくり施策は、全国で工夫を凝らした事業が展開されており、本市においても、過去から、大学研究機関とのタイアップによる糖尿病予防教室、官民連携によるウェルネス事業など壮年期からの各種予防事業を実施してきており、ご指摘のような取組みも含めて、第9期の事業運営の中で展開できるよう計画への記載を検討します。</p>
<p>○ 総合事業の訪問・通所サービスの仕組みについて【意見】</p> <p>現行相当や緩和型サービスなどは、ケアマネジャーを含め事業所で仕組みの理解が得られていない。</p>	<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス」は、第9期において集中的に実施する優先事業として位置付け、市民やケアマネジャーを含む事業所へ事業内容の周知等を行いながら、介護予防・生活支援サービス事業が円滑に提供できるよう計画に記載します。</p>
<p>○ いきいき百歳体操について【意見】</p> <p>コロナ禍で実施していなかったが、徐々に始めているが、健康づくりだけでなく、人と人の繋がりができて元気になる。</p>	<p>第9期計画では、介護予防・日常生活支援総合事業の集中的取組みを優先課題として設定するが、いきいき百歳体操は本市が先駆的に取り組んできた施策でもあることから、住民主体の取組みの拡大について計画に記載します。</p>

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 状態に応じた対応（システム化と制度周知等）【意見】</p> <p>その方の状態に応じ、健康な方、虚弱な方、要介護の方への対策は分けて考えるべき。元気な方には地域でも活躍ができる場の設定等、虚弱な方には、閉じこもり対策など要介護にならない対策、要介護状態の方には老々介護や介護離職問題、終末期に向けた対策などを講じ、またシステム化して周知を図ることも必要。</p>	<p>第9期計画では、基本目標として設定する「地域包括ケアシステムの深化・推進」において「自立支援・介護予防、重度化防止」の項目を掲げ、高齢者の状態に応じた支援策を講じることとし、その具体化について、施策を計画に記載します。</p>
<p>○ 予防が肝【意見】</p> <p>フレイル対策が重要。いきいき百歳体操や、地域での取組みは進んでいるが知らない人が多い。予防が肝であり広げていく対策が必要</p>	<p>「まちの保健室」事業等の拠点から情報発信を行なうことで事業や取組の周知等を行う事を計画に記載します。</p>
<p>○ 口腔ケアについて【意見】</p> <p>「8020」から「8024」へと大白歯を残す時代。口腔ケアは、認知症予防やフレイル対策として期待される。歯科検診の重要性や口腔ケアの普及について地域の老人クラブなどでも取り組んでほしい。百歳体操に口腔ケアの観点をいれてほしい。</p>	<p>口腔ケア、歯科検診については、第9期においても記載します。ご指摘の普及啓発方法については、計画期間中の事業運営において対応します。</p>
<p>○ 進行度合いに合った介護予防の取組み【意見】</p> <p>「人とのつながりが大切」がキーポイントとなる。急にフレイルや介護状態になるのではなく、少しずつ進行していくことから、「進行していく」ことに対する「準備」が必要。そのため、進行度にあった介護予防や介護サービスの利用が必要で、環境・状態に応じた「つながり」を止めないような工夫や仕組みを考えていくことが必要。</p>	<p>「つながり」は、地域包括ケアシステムの構築において重要なキーワードであり、計画の基本目標に設定する予定です。</p> <p>フレイルの進行度合いに応じた継続的で効果的な介護予防対策、つながりを大事に参加しやすい施策が実施できるよう、計画に記載するよう検討します。</p>
<p>○ 介護予防（フレイル予防）について【意見】</p> <p>健康づくり分野との連携が重要。現在、国保等医療保険者で「働く世代からのフレイル予防」の取組がなされており、介護保険の第二号被保険者への啓発取組みも重要。</p>	<p>「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について計画に記載します。本市では、医療保険の枠を超えた市民健診の枠組みを有しており、市民全体への生活習慣病予防、介護予防の取組み、「働く世代からのフレイル予防」についても計画に記載することを検討します。</p>

○サービス提供体制等

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 地域密着型サービスの参入について【質問】</p> <p>地域密着型サービスの受給者が、減少している理由、要因。</p> <p>減少しているにもかかわらず、参入を推進する意味。</p>	<p>地域密着型サービスの制度周知が進んでいないことに加え、コロナ禍での利用控え、介護人材不足により利用者が減少しています。</p> <p>介護サービス基盤整備は、地域包括ケアシステムを具体化するために中核をなすサービスである地域密着型サービス、特に、定期巡回随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及を進めることを基本とします。小地域内でサービス提供を行うため利用者の「住み慣れた地域」での生活継続の支援に適していること、一人ひとりの心身状態の変化に現場レベルで柔軟に対応できるため「自分らしい暮らし」の支援に適しているものです。</p>
<p>○ 看護小規模多機能居宅介護の利用が少ないことについて【意見】</p> <p>「居宅介護を受けながら生活していく」というイメージがなかなかつきにくく、心身共に重度化が進行した後に「施設」の意向が大きくなっていくことが要因かもしれない。</p> <p>ACP(アドバンスケアプランニング)とも関わるが、早い時期から「支援を受けながら在宅で生活していく。」というイメージを啓発していくことが大切。</p>	<p>医療、介護双方のニーズに対応し在宅限界点を高めるサービスである看護小規模多機能居宅介護は、介護サービス業界の中でも当該制度の認識が薄く、制度周知を進めることを含め、計画に記載します。</p>
<p>○ サ高住等の有効活用【意見】</p> <p>有料老人ホームが増えている。公的な規制がない。介護予防や要介護者のへの支援など地域に合った形で、事業者アプローチをして有効活用してはどうか。</p>	<p>中長期的には介護需要がピークアウトすることを踏まえて既存施設の在り方の検討を第9期から進めることとしています。2035年までは、医療介護双方のニーズを有する人、認知症の人、一人暮らし高齢者の増加がさらに進行することが見込まれることから、現時点から高齢者の住まいの在り方を検討する必要があり、その旨計画に記載します。</p>
<p>○ 人材確保について【意見】</p> <p>賃金アップは法人努力だけでは難しい。「(特定)介護職員処遇改善加算」を活用することとなるが、算定要件のハードルが高いことや、利用者負担が高くなる問題がある。事業者への支援として、勉強会的なものをしてはどうか。</p> <p>また、「やりがい増進」が重要。「カスハラ」の(計画への)書き込みに関しては、「安全管理、危機管理」の切り口での事業主啓発への取組みといったことを記載してはどうか。</p>	<p>介護人材確保は、第9期計画の重要課題。事業者等関係者からの日常的、恒常的な意見交換等連携体制の確保を含め、計画への記載を検討します。</p> <p>介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りを進めるためには、職場の良好な人間関係づくりや、結婚や出産、子育てを経ても働ける環境整備を図ることが重要であり、また、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進していくことが重要であることについて、計画に記載します。</p>
<p>○ 医療・介護連携について【意見】</p> <p>本市は進んでおり、これを踏まえてさらに連携を深めるべきである。</p>	<p>関係機関・団体との協働により先駆的に展開してきた在宅介護・医療連携事業をさらに発展させるとともに、第9期も、三師会との連携の下、在宅医療提供体制の構築を図る内容を計画に明記します。</p>

(2023/5/9 第1回推進協)

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ 地域の取組の市民周知【質問・意見】 ニーズ調査で、地域の取組を知らない人が多い結果があるが、一般市民にどのように広げていくのか。</p>	<p>次のような方向性をもって計画に織り込むよう検討します。 各地域包括支援センターの総合相談機能、在宅介護支援センター、生活支援コーディネーターは「ふれあいネットワーク雅び」等地域の会議へ参加する中で活動の周知を行う。認知症高齢者相談窓口については個別相談会や各種イベントなどで周知を行う。地域のニーズに応じた活動を展開することや、介護予防活動については、活動を継続的に実施できるようにサポーターの養成、自主グループの活動支援を実施する事で、地域に根付いた活動になるよう目指す。又、市広報やSNS等で活動内容の周知等を実施する。</p>
<p>○ カスタマーハラスメントの取扱い【質問・意見】 基本指針のポイントでは、「人材確保、処遇改善」の項目があるが、カスタマーハラスメントが問題となっている点を計画策定にどのように踏まえるか。</p>	<p>事業者調査において、職場環境に関する項目として実態を把握しました。 事業所運営指導の際に運営基準上の措置等を確認し、必要に応じて支援します。 介護人材の確保や職場環境改善等の措置として、ハラスメントについて計画に織り込みます。</p>
<p>○ 人材確保のための行政のサポート【質問】 人材不足の実態を踏まえ、人材確保のための行政のサポートが必要。</p>	<p>事業者調査及び事業者ヒアリング等において実態を把握し、広域的な対応を含め効果的な対策を進めていきます。 令和6年度報酬改正は、既に議論が始まり、年内には改定率が示されます。市長会からは「保険料が急激に引きあがることのないよう、そしてその水準に留意しながらも簡素で保険者にとって分かりやすい報酬体系とすること」との要請をしているところです。</p>
<p>○ 人材確保の国等への要望等【質問・意見】 介護人材の確保等は、報酬や法令等の改正の問題もあるが市としてどのような内容で改善の要望をしていくのか。また、市としての対応策を明確に。</p>	<p>計画への織り込み内容については検討を進めます。</p>
<p>○ 認定結果が遅れている件【質問・意見】 要介護（支援）認定の調査が遅れ、認定結果が、法令の定め期日に行われず処分延期となっている実態について打開策はあるのか。</p>	<p>新規申請等については、職員の体制の確保を進めている。更新については、居宅介護支援事業所の協力を得て、全体として改善に向けた方向となっています。 今後は、認定調査及び認定審査会のICT化による効率化も図っていきます。 なお、制度改正事項として、新規申請の調査についても指定居宅介護支援事業所への委託ができるよう羽曳野市提案として国に要望をしました。</p>
<p>○ 介護予防施策に係る計画【意見】 介護サービスの受給者となるのをどう防ぐのか、すなわち介護予防の施策を第9期ではしっかり入れていかなければいけない。この点では、今までになかった計画を何とかみんなの英知を絞り出してほしい。</p>	<p>多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期計画期間中に集中的に取り組むことを計画に織り込みます。 市民が介護予防について十分に理解し、予防の行動がとれるように支援を行います。</p>